

議案第25号	三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	兵庫県の老人医療費助成事業の廃止及び高齢期移行助成事業の創設に伴い、福祉医療費の助成について見直しを行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱</p> <p>【改正内容】 老人医療費助成事業を廃止し、新たに高齢期移行助成事業を創設する。対象となる高齢期移行者の要件は、従来の老人医療費助成事業の対象である、「市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない後期高齢者医療制度加入者以外の者で、市町村民税世帯非課税者かつ、公的年金等の収入金額＋その他所得の合計額が80万円以下であること」に、介護保険法上の要介護2以上の認定を受けていることを加えたものとする。</p> <p>なお、経過措置として、昭和27年6月30日以前に生まれた者は、従来の老人医療費助成事業の要件をもって対象者とする。</p> <p>※兵庫県最終2ヵ年行革プランの改正内容どおり実施</p> <p>【施行期日】 平成29年7月1日</p>